

「指導のつもりでパワハラするつもりはなかった」は通用しない！

最近パワハラ相談が増えています。最近の相談で特徴的なのは、加害者が「部下のために厳しく指導した」とパワハラを否定するケースが多い事です。「良かれと思って厳しく指導しただけ」と加害者がハラスメントするつもりはなかったという場合、ハラスメントは成立しないのでしょうか？

結論から言うと、厳しい指導でパワハラをするつもりはなかったとしてもパワハラは成立します。被害を受けた個人が、加害者により人格や尊厳を侵害された、つまり傷つけられたと感じた場合。そして労働条件が劣悪化、例えば指導だからと言って超過勤務手当を支払わずに時間外に指導を行う、させた場合は、加害者にパワハラの意図がなくてもパワハラが成立します。

そもそも、加害者のパワハラの意図がパワハラ成立の要件だとすると。つまりパワハラする意図がなければパワハラが成立しないのであれば、パワハラの成立要件を加害者が握ることになります。こんなおかしな話はありません。

1日12時間労働は
当たり前。。



パワハラには長時間労働がつきもの！

病院支部では、すべての職場からパワハラをなくすために取り組んでいます。もしあなたが「パワハラなんじゃないか」と悩んでいたら病院支部に相談してください、具体性のない厳しいだけの指導は、パワハラであることが多いのです。

指導を受けるたびに自分がすり減っていくような気がするときは、パワハラを疑いましょう。

<当面の日程 2018>



緊急集会！ 12月5日（水）18:30～

都立病院の地方独立行政法人化反対 都立病院を充実し日本の医療の転換を！

お話し ①「都立病院の400億の赤字は本当？」 ②「独法化で経営改善になるの？」

会場：文京シビックセンターシルバーホール（4階北側 シルバーセンター内）

発行 都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail:mail@t-byoinshibu.jp URL http://www.t-byoinshibu.jp

@Byoinshbu_Tochu

都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINEアプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず！

#看護師のしぶ子さんで検索